

香川県知事 池田 豊人 殿

香川県監査委員 木 下 典 幸
同 大 西 均
同 五所野尾 恭一
同 都 築 信 行

香川県内部統制評価報告書審査意見書

「香川県監査基準に関する規程」に準拠し、地方自治法第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書について審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

1 審査の対象

「令和 3 年度 香川県内部統制評価報告書」

2 審査の着眼点

- (1) 知事による評価は、評価手続に沿って適切に実施されたか。
- (2) 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断は、適切に行われているか。

3 審査の実施内容

知事から提出された、令和 3 年度香川県内部統制評価報告書について、「香川県監査基準に関する規程」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

特段記載すべき事項はない。